国家工商行政管理総局

目次

第一　前回の要請事項の要旨

貴局に対する前回の要請事項の要旨は、以下のようなものでした。

一．商標に関する改善

要請　1

(１)商標審査基準を公表し、判断結果を可能な限り標準化していただきたい。
(２)商標の類否を実質的に判断していただきたい。
(３)外国において著名な未登録商標（馳名商標）の保護を明文化していただきたい。
(４)周知商標の保護に関する合理的判断基準を導入していただきたい。
(５)不使用取り消し制度において周知商標に配慮願いたい。

二．商品のデザインの模倣規制の導入

要請　2

反不正当競争法に商品形態の模倣の禁止を加えていただきたい。

三．トレードシークレットの保護の強化

要請　3

トレードシークレットについて、保護を強化していただきたい。

四．罰則の強化

要請　4

(１)罰金の認定額を高額化していただきたい。
(２)知的財産権の侵害の再犯を厳しく取締まっていただきたい。

五．押収関係の適正化

要請　5

(１)摸倣品または知的財産権侵害品を押収した場合、これらを完全廃棄していただきたい。
(２)押収品の倉庫保管料・廃棄処理に係る経費等の費用を権利者に負担させないでいただきたい。

六．取締機関の連携強化による取締りの徹底

要請　６

模倣品問題に携わる関係諸機関との連携を強化して、 巧妙な手口を用いた悪質なケースの取締りを徹底していただきたい。

第二　前回の要請事項に関するその後の経緯

前回の要請書提出後の貴国の対応及びそれに伴う日本企業の活動への影響は以下のようです。

一、制度面について

１．第一の一の「商標に関する改善、要請１」について（４）の周知商標の保護については、「周知商標の認定と保護に関する規定」が２００３年６月１日に施行され、日本側の調査でも、早速この新制度を活用して、貴局に申請した案件が複数報告されています。また、本年３月に貴局が公表した４３件の周知商標には、２件の米国企業も含まれております。

２．その他、２００３年５月の国務院報告書では、模倣行為全般を適切に取り締まるために、関連法規を改正し、処罰を強化すべきことが提言されています。

二、実施面について

上記国務院報告書では、以下のような点で、取締りの実施面の効率を向上させることが強調されています。この２点は、取締りの実効性の確保のために極めて重要と考えます。

①公安部門の模倣品取締への介入

②地方保護主義による取締りへの干渉の排除

第三　今回の優先要請事項

今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の問題である以下の三点を優先要請事項とします。

１．再犯者防止対策の強化を通じた抑止効果の向上

２．商品デザインの模倣品対策の強化

３．周知商標の認定

要請事項１（再犯者対策の強化を通じた抑止効果の向上）

１．貴国の知的財産侵害事件の顕著な傾向として再犯の頻発があります。実際日本側の調査でも、前回の要請以後の１年未満の短期間の調査で、再犯の被害にあったとの報告が複数件（調査対象会社の約１０％）ありました。また、再犯者に対する処分が十分であるとは思われないとの調査結果もありますので、これに対する司法及び行政面での効果的対策が必要です。

２．具体例として以下のようなケースが報告されています。

（Ａ）日本自動車工業会の調査では、中国の８都市での自動車部品模倣品の平均再犯率は５２％との調査結果があります。

（B）あるメーカーでは、一年間に 4 社の再犯を発見し、摘発しております。

⒜ A 社

初回　2002.9.13　処罰未決定　　2 回目　2003.7.9 廃棄証明のみ、罰金なし

⒝ B 社

初回　2003.8.29　20,000RMB の罰金　　2 回目　2003.9.9　20,000RMB の罰金

⒞ C 社

初回　2003.3.22　廃棄証明のみ、罰金なし　　2 回目　2003.9.17　処罰未決定

⒟ D 社

初回　2003.7.8　8,000RMB の罰金　2 回目　2003.10.28　廃棄証明のみ、罰金なし

３．具体的要請事項は下記のとおりです。

（１）　再犯者に対する刑事訴追

①再犯の防止は、単なる行政的な制裁だけでは十分ではなく、刑事的な制裁が必要です。そもそも再犯は反社会的組織との関係があるケースが多いので、その意味でも刑事的制裁の必要性があります、この刑事的な制裁にいたるためには、その端緒として、貴局のような担当行政部が積極的に刑事告発を行うことが有効です。このような積極的な連携の例は、一部の省では見られますし、全体的にも増加傾向にはありますが、国務院報告では、摘発事件中の刑事判決有罪率は１から２％ときわめて低い結果とされていますので、更なる改善が必要です。このように、有罪率が低い理由は、刑事訴追に「不法経営額が個人 10 万元、法人 50 万元」以上という基準、「経済犯罪事件の刑事訴追基準に関する規定」(最高人民法院/公安部 2001.4.18)があり、多くのケースがそれを満たしていないので、告発もされないためと思われます。しかし、巧妙な者は、その基準ぎりぎりのところを狙うものです。したがって、まず告発の基準を下げることが必要です。

また、公安による強制的な調査によって、犯罪の実態が暴かれ、全体像が分かる結果、損害額が拡大することは容易に推定されます。よって、貴局も、損害額の見かけ上の大小にかかわらず、事件の性格により積極的に、または再犯の場合は必ず、公安に告発を行うようにしていただきたく要請します。

②具体的には、刑事訴追基準である「経済犯罪事件の刑事訴追基準に関する規定（最高人民法院、公安部 2001.4.18)」、「不法出版物の刑事事件において具体的な法律を適用する若干の問題に関する解釈（最高人民法院 1998.12.17)」を改正いただくようお願いいたします。この規定では、「行政処罰２回以上」などがある場合には、刑事訴追しなければならないとされていますが、この基準を 2 回以上から、1 回以上にするなどの改善が必要です。再犯は名義や法人格を巧妙に変える方法をとるからです。

③更に、貴局におかれましても、以下の条文に基づき、積極的に告発を行うようにしていただきたく要請します。

〇商標法第 54 条

「登録商標専用権への侵害事件に対して、工商行政管理部門は法に従い調査を行う権利を有する。犯罪の疑いがある場合には、速やかに司法機関へ引き渡し法に従い処理させる。」

〇商標法第 59 条

「商標登録者の許諾を得ずに、同一商品にその登録商標と同一商標を使用し、かつ犯罪を構成した場合には、被侵害者の損失を賠償するほか、法に従い刑事責任を追及する。」

④また、権利を侵害された者に、告発の結果を開示いただきたく要請します。

（２）再犯者に対する行政制裁の強化

行政的な制裁につきましても、以下のような点でその実効性の確保を行うことが必要です。

① 制裁金額の引上げ

2002 年 9 月 15 日に公布された「商標法実施細則」では、行政上の制裁金額が不法取得金額の３倍と引き上げられました。しかし、そもそも、このような行政上の制裁措置において「不法取得金額」を基準とするのは疑問があり、むしろ再犯を防止するに足る十分な金額が基準となるべきであり、そのためには制裁額の更なる引き上げが必要と思われます。再犯が絶えないことは、その制裁が十分ではない何よりの証拠です。また、その制裁金の計算根拠も明確ではありませんので、その根拠を明示していただきたく考えます。また。日本側の調査では、前回の要請後も金額の加重が改善されていないとの声がありますので、運用面でもその認定金額を高めていただきたく要請します。なお、前記国務院報告では、製造者に対する制裁金平均額 0.63-0.92 万元、販売者 0.18-0.39 万元となっており、処罰が軽いと考えている企業は 137 社、69.2%にのぼっています。

② 付帯措置の強化

製造設備などの廃棄処分、営業免許等の取り消し、再教育の措置などの付帯措置を徹底するとともに、個別案件処理に関する情報の開示を徹底していただきたく要請します。国務院報告でもこの付帯措置が十分でないことが再犯を誘発しているとされています。

要請事項２（商品のデザイン模倣品の対策の強化）

１．近時、デザインの模倣の被害が増加していますので、その制度面を中心とした対策の抜本的な強化が必要です。特に国務院報告でも、そっくりそのままの模倣が全模倣中の８７％を占めています。模倣品の海外輸出も重大な問題です。特に被害が深刻な分野は、日用品、家庭用電化製品、自動車、衣料品、文房具、玩具などです。

２．被害例として以下のようなケースが報告されています。

（A）継電器、光スイッチ（デザインが全く同一で形式番号を一部変えている）

（B）工業用テープ

（C）キャラクター人形、電子玩具、プラモデル等

（D）デジタルカメラ用リチウムイオン電池。（パッケージ、製品本体、取扱説明書に至るまで全て模倣されている。）

（E）発電機

（F）二輪車、自動車

３．具体的要請事項は以下の通りです。
（１）反不正当競争法の改正（形態模倣禁止行為の追加等）
①　まず、反不正当競争法の規定に、形態模倣行為の禁止規定を新設することが是非必要です。物品の形態を決めるに当たっては多くの創作的努力がなされるものであり、その経済的コストも多額にのぼります。このような形態の保護は、後述の意匠の補完的な制度といえます。従って、単なる識別標識を付するだけでこれを逃れるようなことは許されるべきではありません。このような法制度は、日本、韓国、ドイツなどで採用されている他、米国などでも同様の行為が規制可能とされております。
②反不正当競争法第５条第2項の周知な表示には、物の「包装」が定められていますが、商品の外観自体がこれに含まれるか否かが明らかではありません。しかし、かかる外観に対しても公衆の信頼が生じるものであり、これを保護する必要があります。従って、外観もこれにも含まれることを条文上明示されるよう要請します。なお、これは上記①の形態模倣と異なり、公衆の信頼の保護を目的としますので、商標の補完的な制度といえます。
③上記反不正当競争法は意匠制度と異なり、権利の存在を前提としていないために侵害訴訟において無効審判の問題が生じることなく迅速に救済が得られるというメリットがありますので、効果が期待できます。

（２）意匠制度の改正への力添え（部分意匠制度の導入等）
①　意匠制度の目的は、デザインの保護ですが、前記の１.のようなそのままの模倣のみならず、部分的な模倣も多く見られます。これを規制するため製品の一部分を意匠として認める部分意匠制度の導入を要請しています。
②意匠関係につきましては冒認出願が多くみられます。これを防止するために、意匠の新規性等の判断基準に中国以外の国での公知・公用例を採用すること及び他人の意匠を勝手に出願する冒認出願を拒絶理由及び無効理由として明示することを要請していますので、そのお力添えをお願いいたします。

要請事項３（周知商標保護の認定）

１．周知商標の認定につきましては、まだ始まったばかりではありますが、外国企業の周知商標の認定数が著しく少ないのが懸念されます。我が国企業も申請しており、是非早期の認定をお願いいたします。

２．他方、外国で周知な商標の保護につきましては、いまだ直接的な改正がなされておりませんので対応を要請します。なお、「周知商標の認定と保護に関する規定」第３条４号には「当該商標が中国その他の国及び地域において周知商標として保護されるべき資料」を提出することができるとしていますので、これを弾力的に運用することにより、外国で著名な商標をある程度保護することも可能と考えますので、その方向の検討もお願いいたします。

３．更に、中国国内外の周知商標を商号として登記し、消費者に誤認を与えるような使用

方法で当該商号を用いる事例が頻繁に発生しております。これに効果的に対処すべく制度及び運用の改善をお願いいたします。

第四　その他の要請事項

１．前回の要望事項のうち、一の「商標に関する改善、要請１」について

①（１）の商標審査基準について、迅速な公開を求めます。

②（２）の類比判断については、いまだ対応がなされていない状態ですので、改善を要請します。

２．前回の要望事項五の「押収関係の適正化」につきましては、押収品の倉庫保管料の負担を求められたとの回答が複数件ありましたので善処を求めます。また、押収品を競売に付することの廃止も徹底をお願いします。

３．商標権侵害の取締り後、必要に応じ他の行政機関に移送し、当該他の行政機関にて処罰決定を行うことをお願いします。

（事例）

昨年 12 月に広東省広州市の工商行政管理局にて摘発した疑義物品の約１割に当る約 200 個が商標権侵害に当らないと判断され、摘発を要請した商標権者には連絡のないまま、当該疑義物品を販売していた問屋に返却された。当該疑義物品は著作権（パッケージ並びにパッケージに表示されたキャラクターの著作物）を侵害していることは明らかで、版権管理局に移送し、著作権侵害物品として処分して頂く等の他行政機関との連携をお願いいたします。

４．機関相互の連携

質量技術監督局、税関などと強固に連携していただきたくお願いします。

５．その他、２００３年５月の国務院報告書では、模倣行為全般を適切に取り締まるために、関連法規を改正し、処罰を強化すべきことが提言されていますので、トレードシークレットの保護の強化などもそのような方向で、御尽力をお願いいたします。

以上